

# 南山大学大学院 入学試験問題集

法務研究科

2026年度・A日程 B日程

NANZAN  
UNIVERSITY

## 目 次

### 《小論文》

.....1

### 《法律科目試験》

民法 .....7

憲法 ..... 11

商法 ..... 13

刑法 ..... 16

（問題紙）

問題 以下は、インターネット上のサイト「キャンパス」トイビトに2022年5月10日付で掲載された宇野重規氏へのインタビュー記事の抜粋【A】およびフランスの日刊紙ウエスト・フランス（Ouest-France）のサイトに2024年3月19日付で掲載された歴史学者ジャック・ル・ゴフ氏による視点「戦争の挑発を受ける民主主義」の抜粋の邦訳【B】である。読んで〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

【A】

5. 戦争と民主主義

——最後に戦争と民主主義の関係についてお聞きしたいと思います。今回のロシアによるウクライナへの侵攻は非常にショックを受けました。ロシアの行為は当然許されるものではありませんが、一方でウクライナ政府が国民総動員令を発令し、18歳から60歳までの男性の出国を禁止したことも、私自身はすんなりと飲み込むことができません。国を守るために戦え、そのために死ぬと強制することが、はたして民主主義なのか。それでは第二次大戦の日本と同じではないかと。

戦争と民主主義の関係は非常に複雑です。一昔前まで、特に日本の市民運動系の人びとは、戦争と民主主義を対極にあるものと捉え、戦争への道を二度と歩まないためにも民主主義が大切だと主張していたように思いますが、この両者には実は深いつながりがあります。

早くも古代ギリシアにおいて、戦争は参政権の拡大に関与していました。ほとんどの戦争は「自衛」の名目ではじまるということがよく言われますが、国を守るために自分の身体や命を危険にさらしているのだから、政治的な発言権もあって然るべきだという理屈です。

——文字通り「血税」を納めているのだから、ということですね。

この理屈によって政治の場から女性が排除されてきたのですが、20世紀になると女性も、主に「銃後」という形で戦争に参加するようになります。女性の参政権が拡大したのは、ヨーロッパにしてもアメリカにしても、二度の大戦の後なんですよ。つまり、戦争への参加と発言権がセットだという考え方は、古代ギリシアから現代に至るまでずっと続いてきたと思います。

しかし、じゃあ国民は戦争という形でしか国に貢献できないかということ、決してそんなことはありません。税金を納めることはもちろんですが、仕事をしたり消費をしたりという経済活動も、出産や子育てという家庭での再生産も、結果的には国のためになるのですから、戦争だけを特権的に扱うことに必然性があるかどうかは、特に今日において問い直す必要があると思います。

——おっしゃる通りですね。

戦争に関してもうひとつというと、外交と軍事はプロが考えるべきであり、民主的な意思決定にはそぐわないという議論があります。元をたせばロックの『統治二論』の中の議論ですが、要するに、外交と軍事に関しては議会を通さずに、王様、いまでいうと行政府がフリーハンドで決められるようにしておいた方がよい。外

交や軍事の意思決定には多くの機密情報や高度な駆け引きが必要となるので、今の SNS がそうだとはいませんが、素人が参加してわあわあ言い出したらろくなことにならないと。

——それに関してはどう思われますか。

たしかに、民衆が熱狂に駆り立てられて無謀な戦争に突き進むということはありえます。一方で、みんなが意志決定に加われば、戦争という選択をすることで自分たち自身が死ぬかもしれないわけなので、慎重論も多くなり、戦争が起きにくくなるのではないかという議論もあるんです。なので、両方あり得ます。

ただ、歴史的には、一人や少数の為政者に決定権があると、自分が不利な状況になったときに、最後の賭けで、やけのやんばちで軍事行動に走るということが何度か起きてきました。今回のプーチンもそうかもしれませんが、悲惨なのは、国が勝手に戦争を始めて、何もわからないまま戦地に送られる民衆ですよ。ウクライナの方々が気の毒なのはもちろんですが、ロシア兵だってその多くは被害者です。自分の意思とは無関係の戦争で、国のために死ぬと言われていたのですから。現実には結局そうなんです。発言権は与えられず、血税だけを、命の貢献だけを求められる。

そう考えると私は民主国家の拡大こそが、短期的には例外も多いのですが、長い目で見れば戦争の抑止につながると思っています。今みたいに権威主義体制が至る所にあり、山っ気をもったリーダーがあちこちにいると、同じことがまた起こると思います。そうならないように人類は民主制を生み出し、過ちを繰り返しながらも、国際的な秩序をつくってきたわけですから。それが今回崩れてしまったのでもう駄目だと言っている人もいますが、私はトクヴィルのいうように人類が民主制から後戻りすることはなく、長い目で見れば民主的な国家が増えていくものと信じています。（以下略）

（取材日：2022年3月18日） ——はインタビュアーの発言

（出典）

<https://www.toibito.com/toibito/articles/%E6%88%A6%E4%BA%89%E3%81%A8%E6%B0%91%E4%B8%BB%E4%B8%BB%E7%BE%A9>（最終アクセス日：2025年6月17日）

## 【B】

民主国家は互いに戦争をすることなく、戦争するとすれば専制国家とであり、最終的には前者が常に勝利する。歴史がこのことを証明したのではないかと、思い起こさせるのは、複数の大学の名誉教授であり、人道主義的民主主義支援協会（ASPDH）のメンバーでもあるジャック・ル・ゴフである。

民主国家は互いに戦争をすることなく、戦争するとすれば専制国家とであり、最終的には前者が常に勝利する。これは確実な事実である。これはまた『永遠平和のために』（1795年）でカントが述べた信念でもあった。歴史がこのことを証明した。19世紀以来、自由民主主義の国家間ではいかなる本格的な戦争もなかった。そして、その理由は、この民主主義体制が法を重視し原則として約束を守るからである。侵略戦争が予想される事態に直面すると、その体制の基礎が、独裁者あるいは寡頭体制よりも理性的な態度を示すこともまたその理由である。独裁者あるいは寡頭体制は当然のことながら力に陶醉し国民の言論を統制しようとしがちである。その上、民主国家が大多数の戦争に勝利したのは、専制国家よりも、より有能な軍隊を組織する能力に秀でていたからである。ある種の疲労困憊が見られるものの、ウクライナが示しているように、実際のところ兵士の

2026年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻（2026年4月入学）  
＜専門職学位課程＞入学試験 A日程

（2025年7月13日実施）

試験科目：小論文

配点：150点

士気はより高い。人権が、戦場も含めて、軍人が自発的であり、率先して有効な行動をとらせるのである。つまり、軍人たちは、確たる信念を持って、また負ければ酷い扱いがなされるであろうとの恐れもあって、敵陣営よりも力強く戦うものである。敵陣営の兵士たちは後者の危惧を共有していないのである。（以下略）

（出典）Ouest-France/19/03/2024/Jacques Le Goff

〔設問1〕

【A】および【B】の2人の論者が専制国家に比べて民主国家が戦争に対して優位にたつとしている理由を挙げなさい。（300字程度）

〔設問2〕

〔設問1〕で解答した理由について、あなたの考えを述べなさい。（700字程度）

（この出題は法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例や学説に言及する必要はありません。また特定の政治的立場を高くまたは低く評価するものでもありません。）

## （問題紙）

問題 以下の文章を読み、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

『土偶を読む』は、刊行まもなくさまざまなメディアで取り上げられ、また多くの書評がなされ、そして専門家ならば誰もが憧れる権威ある学術賞（サントリー学芸賞）も授けられた。そのいくつかの評価の場面で、専門家を相手取った竹倉の奮闘努力が注目されている。土偶解釈の大胆さやユニークさが第一に評価されたが、さらに本書は専門家や専門知へと果敢に挑戦したことも、識者たちから高く評価された。

たとえば刊行のおよそ3カ月後、2021年7月22日の朝日新聞GLOBE+には、「『土偶を読む』の裏テーマは専門知への疑問 『素人』と揶揄する風潮に危機感」と題する対談記事が掲載され、専門家・専門知に対する不満が談じられている。対談者は、著者の竹倉史人とマルチクリエイターである、いとうせいこう、そして、政治学者の中島岳志である。対談進行役から「話題が土偶から植物論、生命観にまで及び、着想の連鎖が尽きません。このような壮大な話の展開は、皆さんが土偶を『専門』としない方たちだから、ということが大きい気がします」という形で、専門家や専門知に関する話題が対談者たちに振られた。この前振り自体が、専門知に関して誘導的な主張をしている。

これに対し竹倉は「土偶は日本人のみならず、世界中の人にとって人類史的な価値のある遺物なんです。だから、一部の人たちだけで扱うのではなく、もっと開かれた議論が展開されることが望ましい。この問題は今の学問のあり方や、専門知と社会とのつながりといった問題ともつながってきます」と、考古学者を指すと思われる「一部の人たち」に閉ざされることのない開かれた学問のあり方を主張している。

（略）

ただ、そうはいうもの『土偶を読む』のなかでは、実際は専門知批判ということ自体が、そもそも具体性のある議論として、ほとんど展開されていない。もちろん、すでに紹介したように専門家である考古学者たちから苦笑され、ひいては妨害された経験が「はじめに」と「おわりに」で述べられている。しかし、それは専門知批判というよりも、竹倉へ不当な対応をしたという考古学者に対する怨嗟の声である。また、土偶の解説を終えてまとめられた部分で、学問の縦割り化とタコソボ化、感性の抑圧、女性性の排除、官僚化したアカデミズム、そして細切れの知性といった専門知批判に通じる言葉が登場するのだが、残念なことにそこには竹倉は深く踏み込んでいない。そして、本文中では確かに考古学への批判は散見されるものの、それは土偶の学説や解釈法に関するものが中心であり、専門知のあり方を直接問うものではない。

本書の主題は、やはり347ページの紙幅の大半を費やして解説された「土偶の正体を解明すること」にある。それにも関わらず、一部の批評では「はじめに」と「おわりに」で僅かしか触れられていない話題が、本書の中核的テーマかのごとく扱われている。しかも不思議なことに、その批評では、専門知批判の問題が具体的に抽出されていないのである。

たとえば、竹倉のサントリー学芸賞受賞の選考に関わった比較文化学の「専門家」である佐伯順子は、その選評で「この（『土偶を読む』の：引用者注）新説を疑問視する『専門家』もいるかもしれない。しかし、『専門家』という鎧をまとった人々のいうことは時にあてにならず、『これは〇〇学ではない』と批判する“研究者”ほど、その『〇〇学』さえ怪しいのが相場である。『専門知』への挑戦も、本書の問題提起の中核をなしている」と、『土偶を読む』をやはり専門知への挑戦と解釈している。しかしこの大胆な評価で示されるような専門知への挑戦に関する記述は、すでに述べたように『土偶を読む』では具体的にはなされていない。

(略)

佐伯はさらに、「学術と評論のあわい、『専門』の内外を往還する生産的『知』の対話が、本書によって喚起されることを期待する」と選評を締めくくった。ただ、残念なことに本書によって「専門(ここでは考古学)」の内外との間に知の対話を促すどころか、むしろ亀裂を生む結果となったようである。

まさに一躍脚光を浴びたと表現して良い本書は、一般社会での高い評価とは対照的に、土偶に関して一番、専門知を蓄積してきた専門分野である考古学の世界では、ほとんど検討されていない。いやそれは、考古学界ではほぼ黙殺されているといっても過言ではなからう。これだけ世間を賑わせのだから、ベストセラー『土偶を読む』の存在を考古学者たちが知らないはずはないので、本来ならばもっと活発な議論がなされていても良さそうなものである。しかし、そのベストセラーの読者は考古学者ではなかった。『土偶を読む』に関して、考古学専門誌で考古学者の手によって書かれた学術的な書評はいまのところ僅かしかない。

(略)

専門知と社会との関係性という観点からいえば、この偏りはあまり望ましいことではない。従来は、「学会」といった閉鎖的な「ジャーナル共同体」が知の『品質管理 (quality control)』を行ってきた。専門知を有する専門家集団が、それを評価する基準を定め、鑑定人を指名し、評価行為を独占し、非専門家はその品質管理の鑑定人としては見なされていなかった。そして、そういう偏りを生み出す専門家主義が、現代社会と専門知との関係性を問い直すなかで問題視されてきた。

ところが、『土偶を読む』の品質管理に関しては、まったく正反対の構図になってしまっている。『土偶を読む』の知の品質管理の中核に、一般的に位置づけられるであろう専門家(ここでは考古学者)が大きく抜け落ちて、周縁とされてきた非専門家だけが残るというドーナツ状に偏ってしまったのである。それは権威的な専門家主義への反動がもたらしたものでしょうか。これもまた、①知の健全な品質管理を歪めている。

佐倉統は新しい科学論を追究するなかで、「科学者の社会的評判が専門的な評価と正反対な状況、つまり、科学的に誤った事柄を正しいことであるかのように吹聴する連中が社会的にもはやされるのは、しばしば危険である」と述べ、専門家たちによる評価が、学会の外の世の中にはあまり伝わらない状況を嘆いている。しかし『土偶を読む』をめぐるのは、その社会的評判が考古学という専門的な評価と正反対なのか、また考古学的に誤った事柄なのかという鑑定すら、実はまだ十分に取行われていない。一方で社会的には、高く評価する鑑定が数多くなされているのである。

この偏りは、科学技術社会論で専門知管理の一つの理想型として措定されている、知の「ガバナンス」という観点から評価すると良い状況ではない。ガバナンスとは、水平的で分散的で協働的な物事の決め方、運用の仕方のことである。知のガバナンスの担い手は、専門家に限らず非常に多様なアクターが想定されており、当然、非専門家、そして一般市民なども含まれる。それらが対等な関係で結ばれたネットワークでつながり、ときに協働し、ときに競い合いながら知を管理していくのである。このガバナンスというあり方から専門知の品質管理を考えれば、そこにも多様な人びとが関わるべきである、ということになる。それを『土偶を読む』の評価に引きつけていうならば、本来ならば、専門家である考古学者と、非専門家である多様な鑑定人たち、さらには一般市民の読者などが対等な関係でつながり、ときに協働し、ときに競い合いながら本書の真価を問うべきであったということになる。

アカデミックな学術論文などの専門知は、専門家仲間の専門的な狭い基準による「ピア・レビュー(同じ専門領域の研究者による研究の評価)」に基づいて品質管理がなされている。また大学教員といった専門家は博

士号などの「学位」や、就職の際の業績審査などによって専門家としての品質管理が行われている。それはとても面倒臭いし、ときにはあてにならないこともあるのだが、確からしい知を獲得し、その信用性や信頼度を高めるためには必要不可欠である。しかし現代社会では、学問的でありつつも社会的、経済的、政治的な幅広い関心を含む妥当性によって複数の広い基準が追加されて品質管理を行うことも求められている。その点において、多様な背景をもつ鑑定人たちが、多様な観点から『土偶を読む』を評価したことは問題ではない。ただ、そこに考古学者という②専門知の鑑定人が不在だったことが問題なのである。

\* 下記出典の書籍の一部を改変しつつ引用し、問題文として出題した。

\* 出典：菅豊「知の『鑑定人』」、望月昭秀ほか編『土偶を読むを読む』（文学通信、2023年）所収405-421頁。

[設問1]

下線部①に関連して、筆者によれば、「知の健全な品質管理」はどのようにあるべきとされているか、また、『土偶を読む』がどのような点でその「品質管理」を歪めていると筆者が述べているかについて説明しなさい。（300字程度）

[設問2]

筆者は下線部②において、『土偶を読む』の評価における専門家の不在を問題視している。それと関連して、客観的事実や専門知よりも、個人的感情や信条が優先され、専門知・専門家の意見が否定され、それらが社会や世論に影響を与えたとあなたが考える具体例を挙げ、その問題点を指摘しつつ、専門知・専門家の役割についてあなたの意見を述べなさい。（700字程度）

（この出題は法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例や学説に言及する必要がありません。また特定の政治的立場を高くまたは低く評価するものでもありません。）

（問題紙）

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

\*解答の順序は問わないが、大問番号（ⅠまたはⅡ）および設問番号を明記すること。

\*解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

【Ⅰ】以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Yは2014年11月15日、Aが所有する建物（以下、「本件建物」という。）の贈与をAから受け、同年11月20日より本件建物への居住を開始した。しかし、AがYの実兄であったことや、手続きの煩雑さから、本件建物の所有権移転登記はなされないままであった。ところが、2021年3月3日、資金繰りに窮したAは、本件建物の登記名義が自己にあることを幸いに、Yに無断で、Bに対して本件建物の抵当権を設定し、その3日後には抵当権設定登記も具備された。2024年6月1日、当該抵当権が実行され、Xが本件建物を競落した。Xは代金を完済したうえで同年7月3日にその所有権移転登記を具備した。その後、2024年12月10日に、XはYに対し所有権に基づく本件家屋の明渡しを求めた。

[設問]

XのYに対する請求が認められるかについて、Yからの反論を考慮しつつ検討しなさい。

【Ⅱ】 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Aは、B銀行に100万円の定期預金を有していた。この定期預金は、Aから依頼を受けたCが手続きをしたものであり、その手続きに必要な書類、印鑑、預金通帳等（以下、「書類等」という。）はCが預かったままであった。

後日、Cは、Aによく似たDに、Aの替え玉としてBに行くように指示した。Dは、Cが預かっていた書類等を用いて、Aに無断で、Aとしてこの定期預金を担保とする貸付を申し込んだ。Bの融資担当者は、書類等を確認し、DをAと誤信して、この定期預金を担保として、Dに90万円を貸し付けた。

その後、定期預金の満期が到来し、Aは、Bに対して100万円全額の払戻請求をした。ところが、Bは、貸付金が期限までに返済されなかったため、Dに対する貸付金債権と、Aの定期預金債権とを対当額で相殺する旨を主張した。

[設問]

AのBに対する払戻請求は認められるか、論じなさい。ただし、利息については、言及しなくてもよい。

(問題紙)

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

\* 解答の順序は問わないが、大問番号 (ⅠまたはⅡ) および設問番号を明記すること。

\* 解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

【Ⅰ】 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Aは、病気の夫Bに国の認可を受けていない最先端の治療を受けさせる費用を得るため、2020年4月1日に、Cから100万円を借り受けた。Cは、Aと旧知であり、AC間では、返済の時期および利息については取り決められていなかった。

Bは2024年9月1日に、治療の甲斐なく死亡し、同年11月1日には、Aも急逝して、Aの子であるDがAを単独で相続した。Dは、海外で働いており、両親の訃報を受けて帰国することにしたが、生前のAからは、Bが何らかの医学的治療を受けていること、およびその費用が高額であったためにCにいくらか世話になったことのみを聞いており、それ以上詳しいことを知らなかった。

Dの帰国後、2025年5月2日になって、Cの息子Eから、Cが昨年に死亡してEがCを単独で相続したため、CがAに2020年4月1日に貸した100万円を返してほしい旨の連絡があった。

[設問]

つぎの(1)および(2)のそれぞれの場合について、Dの反論を考慮しつつ、EのDに対する請求が認められるかどうかを検討しなさい。(なお、(1)と(2)は独立している。)

(1) Eからの連絡を受けてDが自宅の仏壇を探したところ、2020年4月1日にAがCから無利息で100万円を借り受け、返済の時期については定めていなかったことを示すAの手帳を発見した。Dは、Aの几帳面な性格からするとすでにCに全額返済したと思っているが、遺品等を調べても返済した旨の記録を発見することができなかった。

(2) Dは、Eからの突然の請求を受けて、AがCからいくらか借りたことがあることは知っていたが、その金額が高額であったことに驚き、「帰国したばかりでよく事情が分からないので、遺品を整理して調べてみたい。借金の返済をしばらく待つてほしい」旨を伝えた。

【Ⅱ】以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

X社は、A社がXに負う債務の弁済として、2024年1月15日、AのY社に対する既発生の売掛金債権（1200万円。以下、「本件債権」という。）をAから譲り受けた（以下、「本件債権譲渡」という。）。Aは本件債権譲渡につき確定日付（同年1月19日付）ある通知を行い、同年1月22日に同通知はYに到達した。ところが、同年1月25日、AはXの債務不履行を理由に本件債権譲渡を解除すると共に、その旨の通知（以下、「本件解除通知」という。）をYに郵送した。しかし、その直後に債務不履行事実の不存在が判明したため、同年1月29日、Aの担当者はYの担当者に対し、本件債権譲渡に関して届くであろう本件解除通知は撤回するため、Yにて廃棄してもらいたく、また、後日、書面でも撤回通知を送付する旨を電話で伝え、Yの担当者もこれを了承した。本件解除通知は同年1月31日にYに到達したが、担当者が失念してその廃棄はなされないままであった。

一方、B社はAに対する債権に基づき、本件債権中800万円について、債権差押命令および取立命令を得て、同年2月23日にその送達が行なわれた。

Yの代表者は本件債権譲渡の解除をAの代表者から以前に聞かされており、また、本件解除通知も手元にあることから、解除が有効になされたものと信じていたが、同年2月26日にはAからの解除撤回通知がYに到達するなど、Aの一貫しない態度に疑念を抱いていた。しかし、裁判所からの正式な債権差押命令および取立命令が既に送達されており、また、Bの代理人弁護士からも本件債権について支払いの催促を再三にわたり受けたため、裁判所の判断には誤りはないものと考え、同年3月12日に本件債権中800万円の支払いをBに対して行った。その間、Xからは支払いの催告等は一切なされていなかった。

〔設問〕

XがYに対して本件債権の支払いを請求した場合、これが認められるかについて、Xの主張の根拠とそれに対するYの反論を踏まえて検討しなさい。

**（問題紙）**

以下の文章を読み、【設問】に答えなさい。

Bリーグ（男子プロバスケットボール）の新リーグ「Bプレミア」は、2026年10月からスタートする。この新リーグに参入するための基準として、Bリーグ理事会は、スペックとして「5000席以上かつスイートルーム等を兼ね備えたBプレミア基準の＜夢のアリーナ＞。新設・改修を問わず2028～2029年シーズン開幕までに使用可能であること」を内容とする「アリーナ要件」を課した。これに伴い、全国各地でアリーナの建設ラッシュが始まった。

A市では、3期市長を務めた先々代市長Cが人口減少による地域活力の減退に歯止めをかけるため、賑わいづくりの拠点としてアリーナ建設を進めてきた。2020年11月実施の市長選では、A市公園におけるアリーナ建設につき「白紙に戻す」を公約に掲げ当選した先代市長Dが当選した。Dは候補地の再選定を行った結果、あらためてA市公園を整備してアリーナ建設を行うことを決定し、A市議会もこれに賛成した。その事業費は、アリーナ建設とA市公園の整備、30年間の維持管理費につき、総額230億7千万円を見込み、2024年9月にはA市事業者推進委員会が選定した事業者（企業）EとA市との間で事業契約が結ばれた。しかし、同年11月実施の市長選挙で、アリーナ建設の「即時契約解除」を公約に掲げた市長Fが当選し、Fは新アリーナ建設運営事業の解除を指示し、Eとの契約解除協議が行われ、アリーナ建設事業は休止状態となった。なお、契約解除にあたっては多額の違約金が発生する。

市長Fと市議会多数派との対立が激化する中で、アリーナ建設に反対する住民団体とこれを推進する住民団体は、ともに「新アリーナ建設」に関する住民投票条例制定をA市議会に請求した。2025年5月、審議の結果、A市議会は「A市公園への多目的屋内施設（新アリーナ）建設の賛否を問う住民投票条例」を制定し、住民投票を同年8月に実施することを決定した。

アリーナ建設推進派は、「プロスポーツや音楽イベントの誘致」、「交流人口の増加による経済効果」をあげ、「Bリーグ」をはじめとする各種のスポーツイベントの開催が可能になると主張している。これに対して、アリーナ建設反対派は、A市内にはすでに総合体育館や各地区のスポーツ施設があり、現在でも大会や練習など多様な目的で利用されており、それらの施設が足りないと感じるほど利用が逼迫しているというデータや報告は限定的であること、少子高齢化が進む中で、市の財政負担や将来的な利用需要に対する懸念を主張している。2025年7月、地元マスメディアが実施した事前の世論調査によれば、市民は建設推進・建設反対に二分し拮抗しており、またどちらに投票しようか悩んでいる市民も半数近くおり、いずれが過半数の得票を得るかは現時点ではまったくわからないと報じられた。

この報道を受け、①マスメディアから住民投票の結果を尊重するかどうかについて質問された市長Fは、「もちろん、投票結果を尊重したいとは考えていますが、日本各地における住民投票の事例や過去の判例に基づいて、適切に対応させていただきます。」と回答した。

【参考資料】 A市公園への多目的屋内施設（新アリーナ）建設の賛否を問う住民投票条例

第10条 市長は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

2 住民投票において、本件多目的屋内施設建設に対する賛成の投票の数又は反対の投票の数のいずれが多い数が投票資格者の総数の4分の1に達したときは、市長はその結果を尊重しなければならない。

【設問】

下線部①にある、市長Fの「回答」に関する憲法上の論点を提示した上で、それらについて詳しく論じなさい。

**（問題紙）**

以下の文章を読み、【設問】に答えなさい。

老齢年金をめぐるのは、長らく物価の変動に応じて年金額が改定されており、物価が下落すれば、支給される年金も減額されていた（「物価スライド制」）。しかし、その後、物価の下落があったにもかかわらず、特例法を制定することで老齢年金の額は減らされることなく据え置かれていた。これにより老齢年金として、この特例法が適用されなかった場合の水準（「本来水準」）よりも高い額の年金が支払われていた（「特例水準」）。その後の法改正により、現役世代の人口減少や平均余命の伸びといった、時々の社会情勢に合わせて年金の給付水準を自動的に調整し、将来の現役世代の保険料負担が重くなりすぎないようにする仕組みが導入されたが（「マクロ経済スライド制」）、その際にも、物価が上昇して「本来水準」が「特例水準」を超えるまでは「特例水準」の支給を継続することとしていた。しかし、その後も物価は上昇せず、物価の下落が続き、「特例水準」が「本来水準」を超える状態が続いていた。

そこで対応が急がれると考えた国は、対応について協議する専門家委員会等を厚生労働省に設置することなく、厚生労働大臣独自の試算に基づく段階的な減額の後に、「特例水準」を廃止する旨の改正法案を作成した。内閣が国会に提出した改正法案は野党からの強い批判を受けながらも迅速に成立されるに至り、改正法の制定（以下、「本件立法」）後、法律にしたがい、「特例水準」は段階的に解消された。

本件立法を受けた「特例水準」の解消により、Xらは老齢年金の減額処分を受けた。それに対してXらは、本件立法が憲法25条に反すると主張し、国（Y）を相手に、各自の老齢年金の減額処分の取消しを求めて訴訟を提起した。

**【設問】**

あなたがXらの代理人であるとして、判例をふまえて、どのような憲法上の主張をするかを、Yの反論を想定しながら論じなさい。

**（問題紙）**

次の設例を読んで問いに答えなさい。

**【設例】**

株券発行会社であるY株式会社は、2024年3月31日現在、株主名簿に記載されている株主に対し、その所有株式1株につき新株5株の割合で割り当て、申込期間を同年5月20日より6月10日まで、払込期日は同年6月21日とする新株発行を、取締役会において決議した。

Y株式会社の株主であるXは、2024年1月28日に保有するY株式会社株式（以下、「本件株式」）をすべてAに譲渡し、Aは同年2月20日Y株式会社に株式名義書換の請求をしたが、Y株式会社の過失により書換は行われず、基準日当時も依然としてXがY株式会社株式にかかる株主として株主名簿に記載されていた。このため、Y株式会社は同年5月20日、Xに5000株の新株割当ての通知をなし、Xは同年6月3日に5000株の申込みをするとともに証拠金の払込みをした。その後Y株式会社が本件株式に係る新株（以下、「本件新株」）をAに割り当てたため、XはY会社に対して本件新株の交付を求めて提訴した。

**【問い】**

Xの請求が認められるかにつき、論じなさい。

**（問題紙）**

次の〔設例〕を読んで、〔問題〕に答えなさい。

**〔設例〕**

2025年3月に、その発行する株式を東京証券取引所に上場するA株式会社の完全子会社であるA1株式会社においてその従業員Bが業務に関連した不法行為により、甚大な損害を受け、その後従業員Bは退職した。従業員Bがそのような原因で退職したことを連日マスコミが報道する騒ぎとなった。事態を重く受け止めたA株式会社は、Bを被害者とする不法行為の原因究明と今後の対応を考えるために第三者委員会を設置した。公表された第三者委員会の報告書は、A株式会社にはさまざまなガバナンス上の問題点のあることを指摘した。A株式会社およびA1株式会社の社会的評価が失墜し、A株式会社およびA1株式会社のその事業年度の決算は大幅な赤字となった。ただし、第三者委員会の報告書は真偽が疑われる部分もある。

**〔問題〕**

2010年からA株式会社株式の6%を保有する株主Xは、A株式会社およびA1株式会社の経営を改善したい。会社法上とりうる対策を会社法の根拠条文を示して、論じなさい。

以下の問題文を読み、設問Ⅰ及び設問Ⅱに答えなさい。なお、特別法違反について検討する必要はない。

【問題文】

1. Xは経営する会社の資金繰りに窮していたので、友人Yに金策を相談したところ、Xに金を貸しているYは、従業員のAを殺害して、会社を受取人としてAにかけていた生命保険を詐取する案を提案した。XはYの提案を了承し、Yの協力を得て、Aを事故に見せかけて殺害し、保険金は折半することを計画した。
2. XとYは、Aの具体的な殺害計画を練り、XがAを自室に呼んで飲酒する際に睡眠薬を与えてAを眠らせた後に、XとYがAを近くの川に運んで投げ入れてAを溺死させ、事故死を装うことにした。睡眠薬は、Yが準備したものを使うことにした。
3. 2025年2月10日の昼頃、Yは、「睡眠薬は約束通り持参した。ただ、やはりAを殺すことはできない。申し訳ないが、この計画からは抜けさせてくれ。」とXに頼んだ。Xは、当初はYを説得して翻意を促したが、Yの決意が固いことを知ると、Yから睡眠薬を受け取った後、Yを殴って気絶させ、計画の支障にならないように、縄で縛りつけて、放置した。
4. 同日の夕刻から、当初の計画通りにXがAを自室に招いて、Yから受け取った睡眠薬入りの酒をAに飲ませたところ、Aが動かなくなった。そこで、自分の車の後部座席にAを横たえ、近くの川付近まで赴いたが、付近を気にしてAを川に突き落とすことはやめて、冬の深夜、川付近の路上に放置すれば、凍死することは確実であり、事故死には変わりがないと考え、その場を立ち去った。
5. 翌朝、散歩中の住民が、路上でAを発見し、警察に通報した。駆け付けた警察は、不審死としてAを司法解剖に付した。司法解剖の結果、Aの死は、凍死ではなく、睡眠薬の摂取によるものであること、Aの摂取した睡眠薬の量は、通常人にとっては致命的な効果をもたらすほどのものではなかったが、Aが重度の心臓疾患をかかえていたため、そのこととの相乗効果によって死に至ったことが判明した。なお、Xは、Aに重度の心臓疾患があることは全く知らず、Aが睡眠薬で死亡することも想定すらしていなかった。

設問Ⅰ Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責を論じなさい。

以下の問題文を読み、設問Ⅰ及び設問Ⅱに答えなさい (特別法違反の点を除く)。

【問題文】

1. Xは、著名な投資家Vから現金を奪う目的でV宅に赴き、公道に面したV宅の居間の窓ガラスを持参したハンマーでたたき割ってV宅に立ち入った。
2. Xは、ちょうど居間にいたVを見るやVに近づき、そばにあった花瓶をハンマーで破壊した上で、ハンマーを振りかぶり、「殺されたくなかったら金品をすべて持ってこい」と大声で申し向けたところ、Vはあまりの恐怖にその場でしゃがみこんで動けなくなった。
3. その後、XはV宅で自力で現金を探し回ったが現金を発見することができなかったため、携帯電話で知人のYに対しV宅に来るよう呼び出した。
4. その時、Xが携帯電話で通話しているすきを狙ってVが居間の窓から逃げ出そうとしたところ、Vは割れた花瓶を踏みつけたことにより左足の裏に出血を伴う切り傷を負い、また、その痛みにより逃げ出すことを断念した。
5. 駆けつけたYは、Xからそれまでの事情を聞くとともにVが動けなくなっている状態を認識し、また、Xから「見つけた現金の半分を分けてやる」と言われたので、Vが動けなくなっている状態に乗じて現金を奪おうと考え、現金を探すこととした。
6. 10分後、Yが居間のソファの下から現金100万円を見つけたので、XとYはそれを持ってV宅から立ち去った。

設問Ⅰ Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責を論じなさい。

**発行：南山大学 入学センター**

**名古屋市昭和区山里町 18 番地**

Phone : (052)832-3119

E-mail : [nyushi-ka@nanzan-u.ac.jp](mailto:nyushi-ka@nanzan-u.ac.jp)

U R L : <https://www.nanzan-u.ac.jp/>